**平成２８年（フ）第５１６号**
大阪府岸和田市下松町２丁目５番23―205号、前住所大阪府岸和田市門前町２丁目12番９号
債務者　中谷　美穂（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第１９７号**
岡山県笠岡市笠岡4039番地７
債務者　伊木　大介
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２８年（フ）第６４４号**
福岡県遠賀郡水巻町おかの台４番406号
債務者　田中　秀樹
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第６４５号**
福岡県遠賀郡水巻町おかの台４番406号
債務者　田中カズ子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第９４号**
福岡県行橋市大字延永805番地２
債務者　濱島　良二
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２８年（フ）第９５号**
福岡県行橋市中央３丁目５番17―307号
債務者　萩原　悠
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２８年（フ）第１７０２号**
札幌市豊平区月寒東３条10丁目３番26号　ベルメゾン月寒東301号
債務者　長沼　勝久
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１８０３号**
北海道江別市幸町20番地の13
債務者　本間　修
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１８３４号**
札幌市東区北24条東10丁目１番５号　コーポサンロード102号
債務者　福島千恵子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１８８４号**
札幌市中央区宮の森２条10丁目６番15号　メゾンシュペール302号
債務者　藤原　翔
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１９１８号**
札幌市白石区菊水元町１条１丁目６番32―103号
債務者　長澤　晴久
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１３９号**
北海道上川郡清水町字清水第３線48番地
債務者　田中　幸吉
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２８年（フ）第１４３号**
北海道帯広市西23条南１丁目４番地　日新ハイツ２号室
債務者　松崎　美幸
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２８年（フ）第４２号**
山形県酒田市市条字荒瀬73番地、前住所神奈川県横浜市都筑区池辺町4035番地　ウエストクレール103
債務者　池田　翔
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２８年（フ）第３９号**
静岡県掛川市杉谷南２丁目６番地の３　ベリエシティ２―201
債務者　ソリス　ホセこと　ソリス　トーレス　ホセ　カルロス
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２８年（フ）第７６２号**
堺市堺区寺地町西３丁１―23　101号室、住民票上の住所堺市堺区東湊町３丁179番地
債務者　松永　直子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第７７９号**
大阪府松原市天美我堂１丁目202番地の10（701号）、前住所東京都日野市多摩平７丁目23番地の10　レオパレスやまもも102
債務者　内村　耕典
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係